

令和 4 年 12 月 26 日

診療制限の解除について

病棟(循環器内科・血液内科・第三内科)患者様の感染に伴い、診療制限を行って参りましたが、12月20日以降、新たな新型コロナウイルス感染者は確認されておりませんので、循環器内科・血液内科・第三内科の診療制限は12月27日で解除とし、12月27日より全て通常診療体制とすることといたします。

皆さまには、ご心配とご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げるとともに、当院では感染防止対策に引き続き全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

白河厚生総合病院
病院長 大木 進司